



医療機関版

NEWS LETTER

2019年3月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

平成31年度税制改正 医療機関編



平成31年度税制改正大綱が発表されました。その中から、医療機関に関連の深い項目に注目します（※実際の改正内容については、改正法令の公布後に官報等でご確認ください）。

消費税問題は診療報酬改定で対応

最も注目されていた10月の消費税率引上げへの対応は、税制による手当ては行われず、診療報酬改定のみで解決することとなりました。

医療に係る設備投資減税の拡充・延長

現行の医療用機器の特別償却制度が対象機器見直しの上で2年延長される他、右の2つの設備投資について減税が実施される予定です。

社会医療法人等の認定要件見直し

認定要件の一つ「社会保険診療収入等」の内容に新たに「障害福祉サービスの給付」が追加されます（平成31年3月改正予定）。

○拡充される医療に係る設備投資の特別償却制度

【減税①】長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のために必要な器具及び備品、ソフトウェアへの投資

医療機関が、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した「医師労働時間削減計画」に基づき取得した、器具・備品（医療用機器を含む）やソフトウェアのうち、30万円以上のものを対象に、通常の減価償却の他、特別償却を実施できる。特別償却の割合は取得価額の15%。

【減税②】地域医療構想で合意された病床再編等に伴う建物及びその附属設備への投資

民間病院等が、地域医療構想調整会議で合意した具体的対応方針に基づいて行う病床再編等に伴い取得した建物等を対象に、通常の減価償却の他、特別償却を実施できる。特別償却の割合は取得価額の8%。

10月の消費増税対応改定 改定率が決定

上述のとおり、税制において対応は行われませんが、消費税率引上げと共に、診療報酬改定等が実施されます。その改定率が決定しました。

診療報酬改定は、全体で+0.41%でした。

この内訳は、医科+0.48%、歯科+0.57%、調

剤+0.12%です。

同時に実施される薬価等の改定については、薬価はマイナス改定で▲0.51%、材料価格は+0.03%です。



一般診療所の開設・廃止状況

一般診療所の開業や廃業が年間にどのくらい発生しているか、ご存じですか。ここでは2018年12月に発表された調査結果*から、全国の一般診療所の開設や廃止等の状況をみていきます。

10万件を超える一般診療所数

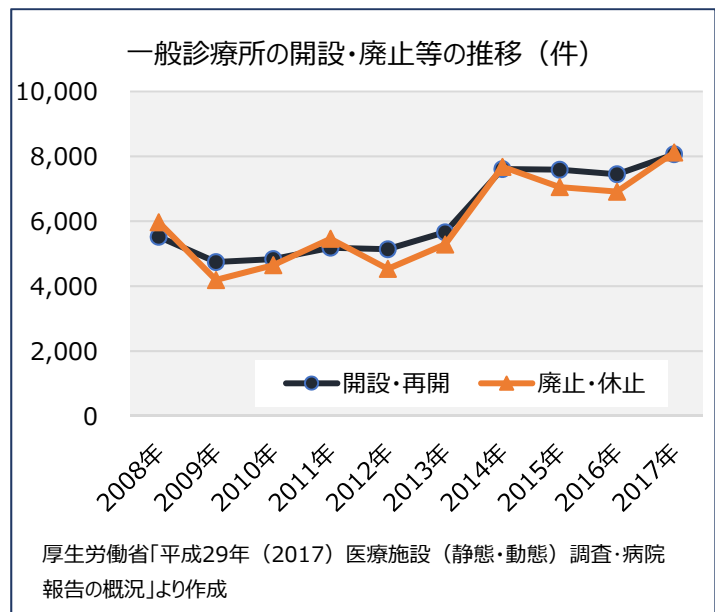
厚生労働省によると2012年以降、全国の一般診療所数は10万件程度で推移しています。また上記調査結果から、2017年には101,471件の一般診療所が存在し、毎年、開設や廃止等による増減があります。

開設・廃止等の状況

一般診療所の開設や再開、廃止や休止（以下、開設・廃止等）の状況をまとめると、右グラフのとおりです。開設・再開、廃止・休止ともに2014年に大きく増加しています。

さらに詳しく、直近10年間の開設・廃止等の推移を詳細にまとめると、下表のとおりです。開設は2014年に7,000件を超えて以降、7,000件台で推移しています。廃止は開設と同様に2014年に大幅な増加を示し、2017年には7,000件も突破しました。再開は200~400件台で、休止は500~1,000件程度の間で増減を繰り返しています。

この結果をみる限り、開設・廃止等は3年ごとに増加する傾向があるようです。



事業承継への対応は早めに

新規開業はもちろん、医療法人化による法人開設と個人の廃止、医師の高齢化等による廃止や休止など、開設・廃止等の理由はさまざまです。とはいえ、医師の高齢化が進展していることから、一般診療所での事業承継は今後増加することが予想されます。準備が必要な医療機関では、早めに対策を講じていくことがスムーズな事業承継に役立ちます。

一般診療所の開設・廃止等の推移（件）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
開設・再開	5,522	4,744	4,836	5,184	5,138	5,662	7,610	7,588	7,448	8,065
開設	5,181	4,536	4,632	4,747	4,922	5,435	7,216	7,353	7,206	7,674
再開	341	208	204	437	216	227	394	235	242	391
廃止・休止	5,971	4,192	4,647	5,461	4,533	5,286	7,677	7,054	6,914	8,123
廃止	4,941	3,678	4,086	4,450	4,047	4,702	6,730	6,470	6,361	7,168
休止	1,030	514	561	1,011	486	584	947	584	553	955

厚生労働省「平成29年（2017）医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」より作成

*厚生労働省「平成29年（2017）医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」

全国の医療施設を対象にした調査です。ここで紹介したデータは、前年10月から9月までの1年間の動きを、その年の数字としています。詳細は次のURLのページからご確認ください。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/17/>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『採用選考時の履歴書はどのような点を見て面接に臨むのが よいか』



このところ、入職してもすぐに退職してしまう職員が多いため、採用選考のときにできるだけ長く勤めることができそうか見極めたいと思っています。今回の応募者からは履歴書を提出してもらっているのですが、どのような点を確認して面接に臨むとよいでしょうか。



履歴書や数回の面接だけで人柄や能力のすべてを見極めることは非常に難しいですが、履歴書から前職などの勤務歴を把握すること以外に、志望意欲などを推測することも可能です。そのため、履歴書から読み取れること、読み取れないことをまとめた上で面接を行うことができれば、効果的な選考が期待できます。

詳細解説：

応募者が提出する履歴書からは、記載されている事実の情報だけではなく、働くことに対する意識やスキルを推測できる部分があります。例えば、履歴書を丁寧に作成していない人材は、実際の仕事でも丁寧さに欠ける可能性があるといったことです。履歴書の記載内容や項目から読み取れる、応募者の傾向について考えましょう。



1. 応募先の医院にあった志望理由や職務経験の記載がない

応募先である医院を加味しない志望理由の記載がある、これから就く予定の仕事に活かせる経験やスキルがあるにもかかわらず記載がない、ということがあります。この場合は、働くことへの意識や応募した医院への志望度が低い、という推測ができます。また、自己分析や希望する仕事への理解が浅い、ということも想定できます。このような人は実際に働いても、意欲的に勤務しない、あるいはすぐに退職する可能性があります。

2. 十分な情報が記載されていない

最近では、パソコンで作成された履歴書が見受けられるようになりました。この場合、応募者が一定のパソコンスキルを有していることが考えられる反面、オリジナルの履歴書を作成することができるため、応募者自身が都合のよいように項目を削除したり、スペースを減らしたりすることができ、結果、採用する側にとって十分な情報が記載されていない可能性があります。パソコンで作成されていること自体が悪いものではありませんが、履歴書に記載されている情報では十分でない可能性があることを、念頭に置いておきましょう。

その他、必要に応じて志望理由書や職務経歴書の提出を求めることや、面接の際に通常履歴書には記載しない前職の退職理由や仕事をしていない期間がある場合の理由の確認などを行い、応募者に関する情報が不足しないよう、選考を進めたいものです。

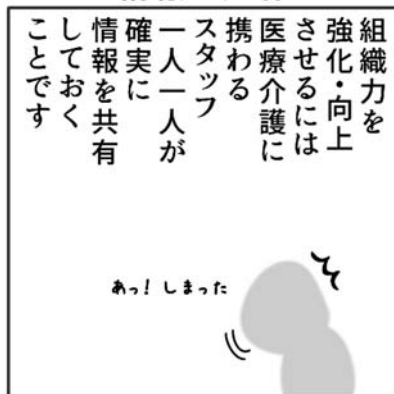
事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『情報の共有』



情報の共有



ワンポイントアドバイス

人と人との間では、常に“情報”を介してコミュニケーションが行われます。いうなれば、『私たちは常に情報に接している』ということです。まして職場では、患者様に関する情報、スタッフに係わる情報など、その情報の内容は直接的に信頼へとつながる重要なものです。

今回の事例では、問い合わせを受けたアイさんではなく、マナさんが対応されていました。きちんと情報共有ができていたようで、素早く気の利いた応対に小紋さんは感謝の言葉を発していました。

“情報”とは、『情けに報いる』と書きます。心を通わせ、心に応える＝人とのつながり、を意味します。

事例のように患者様の情報をきちんと共有できていれば、患者様は病医院に信頼を寄せてくださることでしょう。逆に、院内においてスムーズな情報共有がなされていないと、患者様に十分な対応ができないということです。

スムーズな情報共有のポイントを、以下に2つご紹介します。

- **待っているだけではダメ、自ら敏感に収集のアンテナを張っておく**
「知りませんでした」「聞いていませんでした」では、患者様は不安になります。常に自ら進んで収集することが肝心です。
- **自分の持っている情報は、周りに分かりやすい形で知らせる**
「聞かれたら答える」「自分だけ知っている」では、情報は意味を持ちません。

さらに次の点も自ら考え、確実に情報を渡すことができれば、『質の高い情報共有』ということになります。結果として大きな信頼を得ることにつながるでしょう。

- ✓ 知らせるべき人は誰なのか、何名なのか、どの部署なのか
- ✓ どのような形で知らせることが良いのか